

# 学用品の購入費用を助成します！

〈令和6年度 京都市高校進学・修学支援金支給事業（学用品購入等助成金）のご案内〉

10月から受付開始！

京都市では、市民税が課税されていない世帯の高校生等に対し、高等学校等での修学を支援することを目的に、学用品購入などの費用を助成しています。

## 1 対象となる方

以下の（1）から（4）の全てに該当する高校生等が対象となります。

- （1）扶養者が申請日時点で京都市の区域内に居住していること。
- （2）世帯員全員が、令和6年度市民税が非課税（免除含む。）であること。（生活保護受給世帯除く。）
  - ※ 令和6年度市民税課税世帯のうち、均等割減免制度の廃止に伴う経過措置の対象者に該当する世帯は、本制度の対象者となる場合があります。（別途個別通知あり）
  - ※ 同居の方（住民票が別世帯となっている方も含む。）及び別居の方（単身赴任等で別居されている方のうち、対象となる高校生の生計費を負担されている方）についても市民税が非課税であることが要件となります。
- （3）学校教育法に規定されている以下の高等学校等に修学していること。
  - ※ 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部（専攻科除く。）、高等専門学校の1～3年生、専修学校の高等課程、外国人を対象とする学校の高等部など。
  - ※ 修学している高等学校等の正規の最短修業年限が4年生の方も対象となります。
- （4）同一学年で過去にこの学用品購入等助成金の支給を受けていないこと。
  - ※ 修学している高等学校等の正規の最短修業年限を上限とし、同一学年での支給は一人1回限りとなります。（ただし、病気などのやむを得ない事情で留年されている場合は、京都市子ども家庭支援課分室（奨学金担当）までご相談ください。）

## 2 支給額

学用品購入等助成金については、京都府の「京都府奨学のための給付金（裏面参照）」と併給調整のうえ、支給しています。（「京都府奨学のための給付金」と合わせて144,000円となるように、学用品購入等助成金を支給しています。）

「京都府奨学のための給付金」を受給することができる方は、府給付金の支給決定後に「京都府奨学のための給付金」の支給決定通知書の写しを添えて、子ども家庭支援課分室まで申請してください。

〈令和6年度学用品購入等助成金の支給額〉

国公立	全日制・定時制		通信制	府給付金対象外
	第1子の場合	第2子以降の場合		
府給付金支給額	122,100円	143,700円	50,500円	—
<b>本市支給額</b>	<b>21,900円</b>	<b>300円</b>	<b>93,500円</b>	<b>144,000円</b>

私立	全日制・定時制		通信制	府給付金対象外
	第1子の場合	第2子以降の場合		
府給付金支給額	142,600円	152,000円	52,100円	—
<b>本市支給額</b>	<b>1,400円</b>	<b>—</b>	<b>91,900円</b>	<b>144,000円</b>

※ 「第2子以降」の高校生とは、同一の保護者に扶養されている15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる方です。通信制の高等学校に通う高校生は、第1子・第2子とも同額です。「京都府奨学のための給付金」の詳細は、担当課（裏面参照）までお問い合わせください。

※ 同種の奨学金を受給することができる方は、学用品購入等助成金の支給金額の一部又は全額が支給されない場合があります。（同種の奨学金の受給対象者でありながら、未申請の方も同様です。）

※ 京都府給付金の支給決定通知書の写しを紛失した場合等でも、本市から京都府に受給状況を確認する等により、支給金額を算定します。京都府に確認できない場合、別途、書類の提出が必要となることがあります。

（裏面もご覧ください）

### 3 申請手続

学用品購入等助成金の支給を受けるには、申請手続が必要です。(前年度に受給している場合でも、新学年の学用品購入等助成金は自動的に支給されません。毎年度、申請が必要となります。)

申請受付期間内に、子ども家庭支援課分室まで申請してください。必要書類については、リーフレットをご覧ください。

※ 申請書類や詳細なリーフレットは、分室及び各区役所・支所の子どもはぐくみ室で配布しているほか、分室ホームページからもダウンロードできます。

※ 子ども家庭支援課分室、各区役所・支所の子どもはぐくみ室、右京区京北出張所保健福祉第一担当、伏見区神川出張所への持参による申請も可能です。(土日祝日及び年末年始を除く。)

### 4 申請受付期間

令和6年10月1日(火)～令和7年3月31日(月) 郵送は3月31日消印分まで有効

※ 上記の申請受付期間内に申請書が提出いただけない場合(申請内容や添付書類に不備がある場合を含む)、一切支給することはできませんので、余裕をもって早めに申請してください。

※ 不着等の郵便事故については、京都市は一切の責任を負いません。

### 5 支給日等について

申請書受付月の翌月末日までに、申請書に記入された口座にお振込します。支給日の3日前までに、支給の可否を郵送で通知いたします。ただし、申請内容や添付書類に不備がある場合、「京都府奨学のための給付金」の受給状況の確認又は修正申告等により課税状況の確認に時間を要する場合は、支給が遅れることや支給できないことがあります。

京都府奨学のための給付金は、京都市高校進学・修学支援金とは別の制度です。

(参考)『京都府奨学のための給付金』について

京都府では、全ての意志のある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、京都府内に在住する道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯等の保護者に対し、奨学のための給付金支給事業を実施されています。(特別支援学校、高等学校等就学支援金支給対象外の学校等は除く。)

※ 詳細は、別途配布のリーフレットをご確認していただきますようお願いいたします。

【お問合せ先】

(国公立担当) 京都府教育庁指導部高校教育課 修学支援係 075 - 414 - 5055

(私立担当) 京都府文化生活部文教課 経営支援・宗教法人係 075 - 414 - 4516

◀ お問い合わせ先・申請先 ▶

**京都市子ども家庭支援課分室(奨学金担当)**

**電話:(075)251-1123**

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1

井門明治安田生命ビル3階(烏丸御池交差点南西角)

FAX (075) 251 - 1132 (FAXによる申請はできません)

～この事業は、府市協調のもと、京都府の補助金を取り入れて実施しています～  
母子家庭など京都府制度の適用対象世帯は、入学支度金の全額、学用品購入等助成金の一部に京都府からの補助金を受けて支給しています。そのほかの世帯には、京都市から全額を支給しています。

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

令和6年9月発行 京都市印刷物 第064312号